

議会案第2号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の
提出について

地方自治法第112条及び尾花沢市議会会議規則第14条第1項の規定により、
上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月20日

提出者	尾花沢市議会議員	伊藤 浩
賛成者	尾花沢市議会議員	菅野 修一
同	尾花沢市議会議員	奥山 格
同	尾花沢市議会議員	鈴木 裕雅

尾花沢市議会

議長 青野 隆一 殿

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

尾花沢市は日本三雪の豪雪地帯で、コメ、スイカ、和牛を主体とした農業を基幹産業としています。農業従事者の平均年齢は67.3歳と高齢化が進んでおり、また、全農山形の「はえぬき」1俵の概算金は、1万1千円と生産コストを大きく割り込みました。さらに肥料や燃油などの価格高騰で、これまで以上に離農者が増大することが懸念されています。

こうした中、農林水産省から、令和4年度から5年間に一度も水を張らない水田は交付金の対象から除外するとの方針が示されました。さらに今年に入り、畑地化促進事業も展開され、農家や関係団体等からは、周知不足との声や今後の経営に関する不安の声が大きく、今春の作付け準備が本格化する中、今後の農業経営の見通しや営農計画が立てられないなどの深刻な影響が生じています。

また、本市の直接支払交付金の交付該当面積は2,067haで、そのうち畑作化しているのは、そば459ha、スイカ143ha、野菜53haなどとなっています。いずれも水張りをすることは極めて難しい状況にあり、特にそばについては、畑地化を行っても2万円の交付金がなくなれば経営が成り立たなくなるものと思料されます。

このようなことから、国会及び政府におきましては、改めて農業現場の実情や影響の大きさを把握していただくとともに、今後とも、農家の安定した経営を支えるため、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 畑地化支援・定着促進支援については、希望する全ての農家が支援金を受けられるよう十分な予算を確保すること。
2. いつ『畑地化』を申請するかについては、『水張り』と同様に令和8年まで選択できるよう制度の見直しを行うこと。
3. 豪雪地帯については、積雪期間を『1ヶ月以上のたん水管理』とみなすなど条件不利への特例措置を講じること。
4. 土地改良区決済金支援については、畑地化によって土地改良区の運営に支障が出ないよう十分な対策を講じること。
5. 米価については、生産コストを下回らないような経営安定化対策を講じて、農業の担い手を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月 日

関係機関 殿

山形県尾花沢市議会議長 青野 隆一